

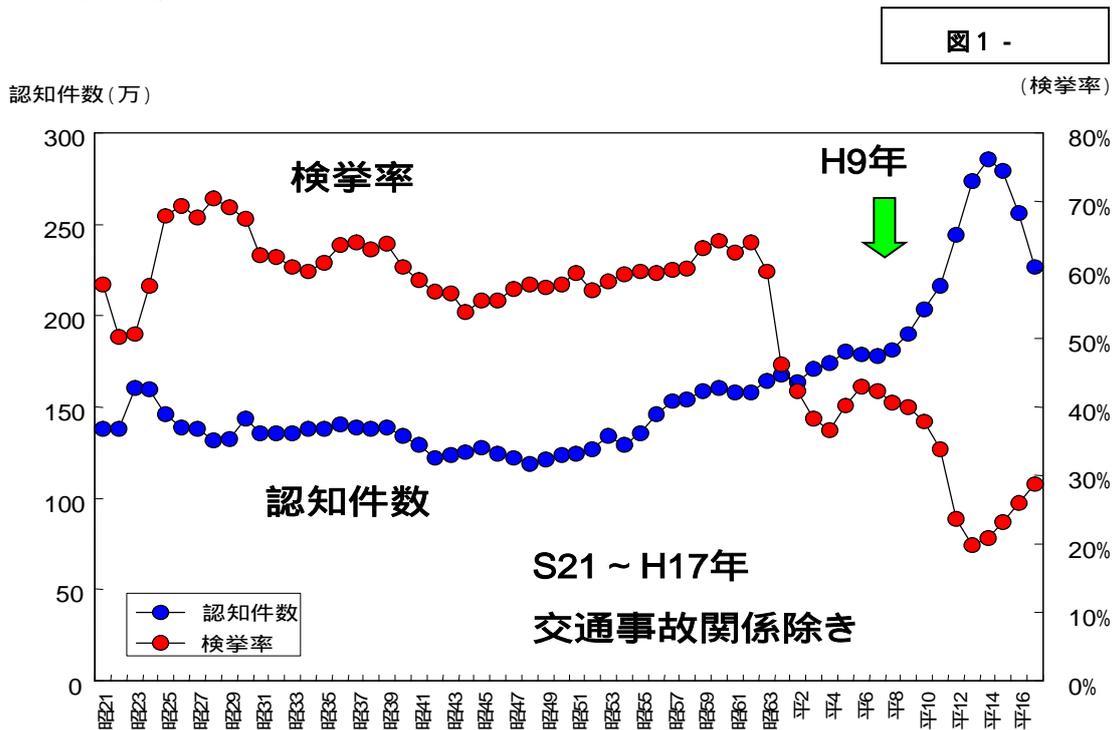
1 我が国の犯罪状況と再犯率の概要

我が国における治安の状況に関して、「**犯罪件数が増えていること**」及び「**再犯率が高いこと**」が大きな問題であり、「**再犯防止のシステムに力を注ぐことが大事である**」との考えについて、皆様には、～ の項目に沿って説明します。

犯罪認知件数と検挙率

戦後の昭和 21(46)年から平成 17(05)年までの**犯罪認知件数(*3)**の推移を見ると、図 1 - のとおり、平成元(89)年以降件数が急激に増加しており、平成 14(02)年をピークに減少していますが、件数は 200 万台のままです。

一方、警察の検挙率は、平成元年までは概ね 60%で推移しており「治安大国日本」と言われましたが、発生件数と同様に平成元年以降急激に悪化し、平成 14(02)年をワーストに若干持ち直しの傾向はありますが、依然、過去より低い数値である 20～30%台にあり、欧米並みの検挙率となっています。「治安大国日本」の神話は、今や完全に崩れ去っている状況です。



*** 3 犯罪認知件数** ……「認知件数」とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒によりその発生を警察において認知した件数を指し、実際

に発生しても、警察が認知しない限りは、件数には含まれないものとしています。

凶悪犯罪の推移（殺人・強盗・強姦・放火）

犯罪認知件数のうち、**凶悪犯罪(*4)**に絞って、平成 9（97）年から 17（05）年の推移を見ると、**事件が大幅に増加**している状況です。最近は、若干減少しておりますが、決して少ない水準ではありません。（図 1 1, 2）

また、検挙率については、警察の方も、凶悪犯罪については、「絶対逮捕する」という強い意志をもって活動されていますが、平成 9(97)年には、87.6%であった数値は、年々悪化し、平成 12(00)年以降は、「60%台」のみです。このことは、凶悪犯罪のうち、約 30～40%が犯人さえも検挙（逮捕）されない状況であります。

また、我が国では、被害者の損害賠償は、加害者の資力をもって救済にあてる「自力救済」が基本であります。このため、被害者は、加害者が検挙されなければ、損害賠償が請求出来ず、事件の真相がわからず、心の回復がなされない等の救済されない状況になります。

図 1 - 1

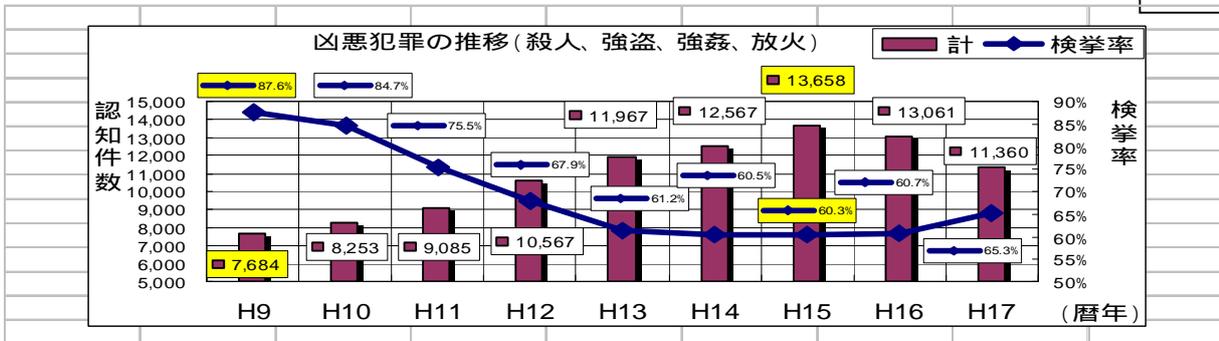
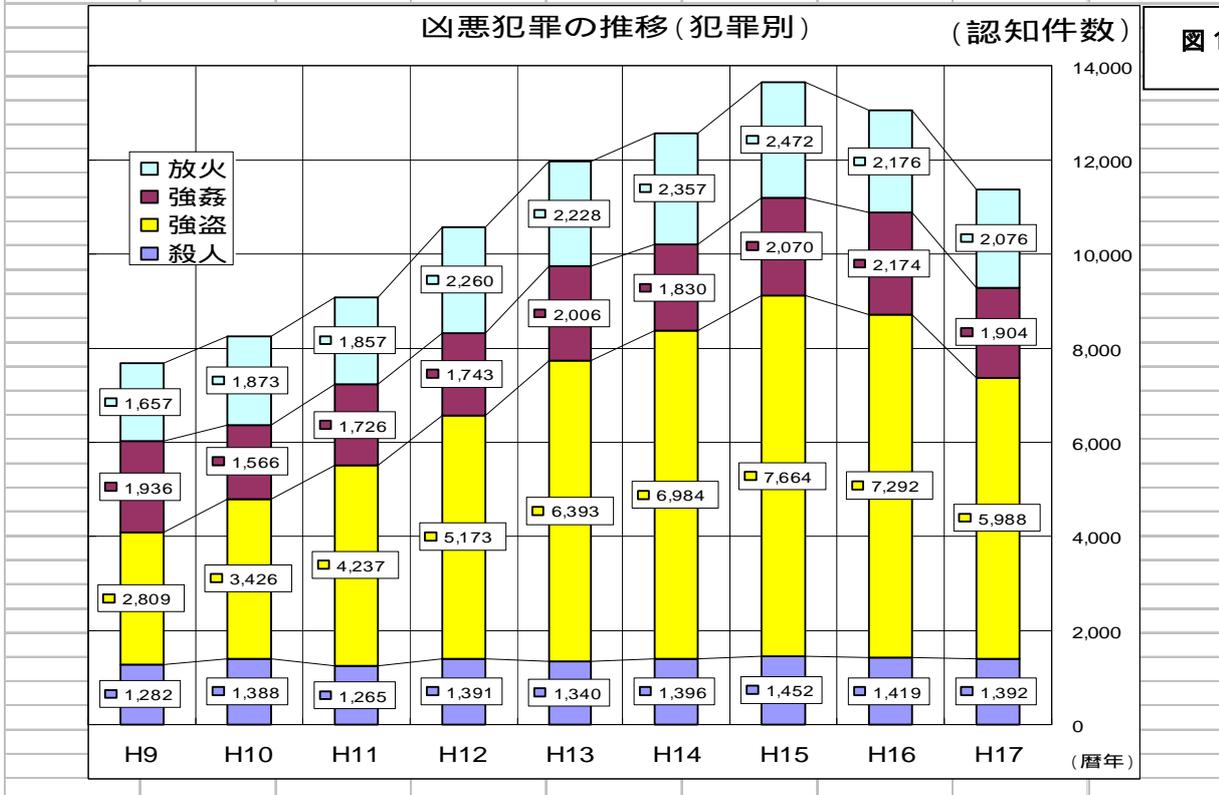


図 1 - 2



* 4 凶悪犯罪・・・警察庁が統計をとっている刑法犯のうち、**殺人 強盗 放火 強姦**の 4 種類の犯罪を凶悪犯と分類しています。

「成人の再犯率の状況」について

成人犯罪の平成15(03)年の再犯率については、「約50%」という高い状態です。しかも、凶悪な事件を再犯する人がかなりいます。この再犯事件には、**お礼参り事件(*5)**も含まれます。ここで、お礼参り事件の代表的な事例を紹介させていただきます。

この事件は、平成12(00)年の東京高裁判決にて「死刑」が確定した事件です。この事件で死刑を下された被告は、遠い過去、女子高生を1名殺害し、15年の有期刑を終え、出所後すぐ強姦しました。強姦罪は、**親告罪(*6)**ですので、犯罪が適用されるには、捜査機関への被害者からの**告訴(*7)**及び犯罪状況の詳細かつ克明な説明が必要です。このため、我が国では、性犯罪がなかなか表面化しにくい状況にあります。強姦された被害者の方は、勇気を奮って告訴し、裁判が行われました。その後、この加害者は、強姦罪で懲役7年を言い渡されました。しかし、このことを逆恨みした加害者は、7年間服役し、刑期を終え、わずか2ヶ月後に「強姦を告訴した被害者を殺す」という恐ろしい事件を起こしました。この殺害理由は、「被害者が告訴しなければ、自分(加害者)は服役せずに済んだ」という身勝手な理由です。

でも、例えば、(強姦事件の)被害者のような関係者に対して、**加害者出所情報(*8)**等を適切に提供しておけば、防衛するなどをし、事件が防げたと思います。

～成人の罪名別の再犯率(H15年)～ (暦年)

表1-

罪名	総数 (人)	前科者 (人)	再犯率 (%)	成人(A)と少年(B) の差(A-B)(%)	執行猶予中 (%)	仮出獄中 (%)	
一般刑法犯	105,358	52,234	49.6%	21.6%	16.2%	1.5%	
傷害	16,660	7,582	45.5%	-4.2%	10.1%	0.5%	
凶悪犯	殺人	935	384	41.1%	-17.0%	6.8%	0.5%
	強盗	2,861	1,075	37.6%	-21.3%	13.3%	1.6%
	強姦	1,133	377	33.3%	-20.9%	14.6%	1.3%
	放火	702	329	46.9%	8.2%	9.1%	-
	凶悪犯罪小計	5,631	2,165	39.7%	-12.7%	-	-

***5 お礼参り**・・・刑事裁判等で被告(加害者)へ不利となる証言をした人や犯罪を通報した人に対して、刑期を終え出所後に、被告が自分に与えた損害を証言者等から取り返すために行う行為のことを指します。例)証言者への暴行・傷害や傷害を与えない代わりに資金要求(恐喝)

***6 親告罪**・・・告訴が刑事訴訟条件となっている犯罪のことを指し、被害者からの告訴がない限り、公訴提起が出来ません。具体例として、「強姦・名誉毀(き)損・器物損壊罪」があります。

***7 告訴**・・・犯罪の被害者及び告訴権者が、捜査機関(警察・検察)に対し、犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示を指します。なお、「被害届け」は、犯罪による被害の事実を申告することを指し、訴追を求める意志表示ではありません。

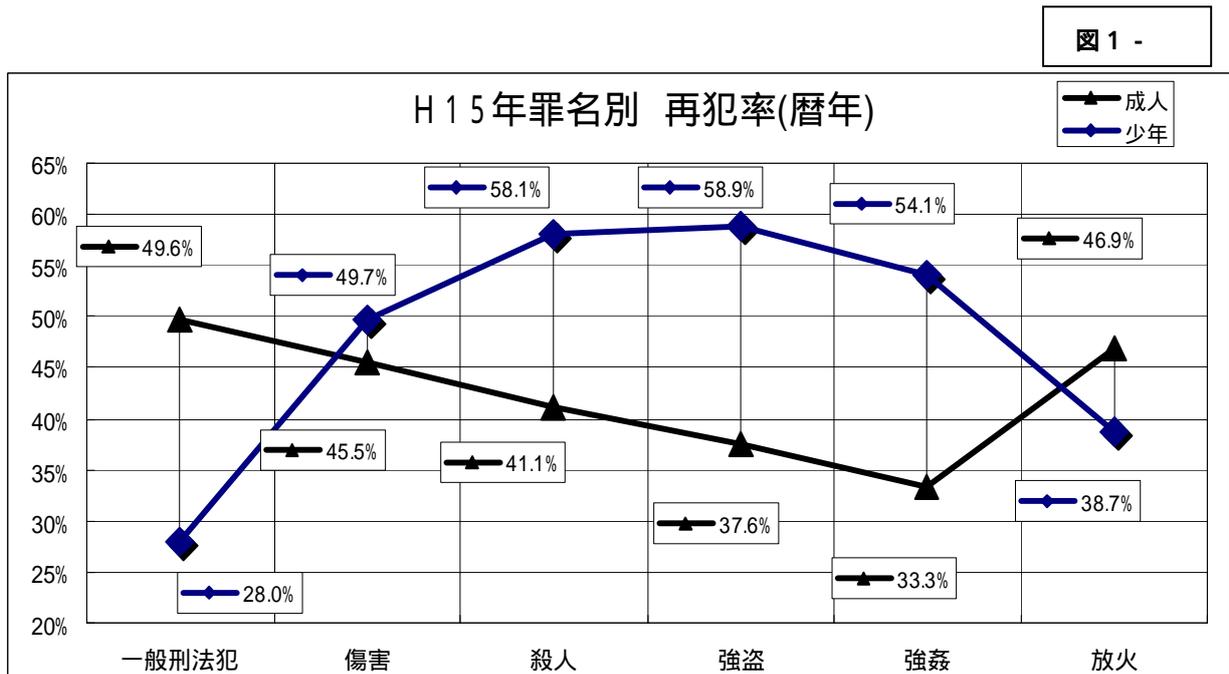
***8 加害者出所情報**(被害者等通知制度(平成11(99)年開始))・・・申し出のあった被害者に対し、法務省(検察庁)から「事件の処分結果、公判期日、裁判結果や加害者の出所情報等」について、通知する制度のことをいいます。

「少年の再犯率の状況」について

次に、私は、少年による犯罪事件の被害者ですので、少年の再犯率について述べさせていただきます。少年が少年の年齢の間に犯した再犯率（平成 15(03)年）についてです。（図、表 1 - ）

一般刑法犯については、成人より「約 22%（28.0%（少） - 49.6%（成）」も再犯率が低く、少年には、**少年法(*9)**の理念のとおり**可塑性(*10)**があり、更正効果が高いと思います。

しかし、残念なことに、凶悪事件については、非常に再犯率が高い状況です。特に、殺人事件（平成 15(03)年）については、93 人のうち 54 人が再犯しております。このうち、「44.4%」が最初の事件で、補導はされておりますが、その時には、何の審判も処分もされておられません。「12.9%」の人は、保護観察・仮通院中であり、「22.2%」の人は、執行処分が終了しております。私が非常に残念だと思うのが、このうち「44.4%」の人は、恐らく「軽微な犯罪」であったはずですが、この「軽微な犯罪」をした時に、少年法に基づいて、適切な矯正教育を科しておれば、次の犯罪が発生せず、被害者も発生しなかったと考えています。



*** 9 少年法** 「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調査に関する保護処分を行う（第 1 条）」ことを目的に、昭和 24 年に施行された法律です。しかしながら、**少年の凶悪かつ衝撃的な事件の発生を契機**に、平成 13(01)年 4 月に「被害者配慮規定」や「凶悪事件の刑事処分の拡大」の内容を盛り込み改正しました。

*** 10 可塑性** 少年法の理念である「可塑性」とは、少年は、成年とは異なり、人生において罪を犯しても矯正可能であり、どのようにでも変わる事ができるのであろう可能性のことを指し、「更正」が可能であることをいいます。

我が国において、「少年には可塑性があるという」少年法の理念を達成するためには、罪を犯した少年に対して適切な時間とお金を掛けて矯正教育をしないと事件が再発生します。このことを認識しなければなりません。

また、私は、「少年法を廃止しなさいとかこの法に反対している」とよく言われていますが、必ずしもそういう訳ではありません。（罪を犯した）少年には、将来があるかもしれない。であるならば、被害者という立場から一步引いて冷静に考えると、罪を犯した少年が罪を悔い改め、社会の公共の利益に貢献出来るような人になることは、社会の公共の財産であると考えます。少年法の理念には、賛成ですが、理念を達成するためのシステム等に我が国は、甚だ疑問があります。

私は、少年・成人を問わず、再犯事件というのは、被害者にとって、許し難い行為であると考えています。そして、なぜ一度殺人事件を起こし、更に、強姦で服役した人をこんなに簡単に社会復帰させてしまうのか、裁判所の判断には、甚だ疑問感じます。

私は、初犯を防ぐ可能性については、結構困難であると考えますが、再犯の防止については、「矯正教育等で防げる可能性が高い」と考えています。

～少年の罪名別の再犯率（平成15(03)年）～（暦年）

表1 -

罪 名		総 数 (人)	前科者 (人)	再犯率 (%)	裁判不開始 未決・未処分(%)	保護観察中 仮通院(%)	執行終了 (%)
一般刑法犯		144,404	40,381	28.0%	57.8%	10.3%	11.1%
傷害		8,110	4,034	49.7%	50.5%	14.2%	14.9%
凶 悪 犯	殺人	93	54	58.1%	44.4% (24人)	12.9% (7人)	22.2% (12人)
	強盗	1,771	1,043	58.9%	45.6%	17.5%	16.5%
	強姦	242	131	54.1%	48.9%	16.8%	16.8%
	放火	106	41	38.7%	51.2%	12.1%	4.9%
	凶悪犯罪小計	2,212	1,269	52.4%	-	-	-